令和2年12月21日

施設ご利用の皆様

体育施設（三潴・城島地域）　指定管理者

九州ビルサービス・シンコースポーツグループ

新型コロナウイルス感染防止対策利用条件について

令和２年11月15日～12月15日の１ヵ月間、トレーニング室利用者へマスクの着用を義務付けにする事について聞き取り調査を行った結果、「賛成」が過半数を超えました。

また、年末年始の帰省による感染症拡大防止対策強化のため、令和3年1月5日以降のみづま総合体育館トレーニング室の利用について、下記の通り変更いたしますので、予めご了承ください

記

１．トレーニング室利用時の利用条件

　　当面の間、トレーニング室利用の際は、マスク着用を義務とします。

（理由）

・みづま総合体育館トレーニング室の感染防止環境が不十分なため

1. 換気が不十分（大窓が無く、空気の循環が悪い）

2. 利用人数が１日平均80人を超え、同一時間帯での密集時間が多いため

・新型コロナウイルス感染症の再流行（年末年始帰省等）による感染症拡大防止対策のため

　・冬季になり湿度の低下（乾燥化）による飛沫感染を防ぐため

　・聞き取り調査にて「賛成」が過半数を超えているため

　ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

以上